

「植物検疫に関する研究会報告書」フォローアップのポイント

報告書に示された方向性	施策の実施状況等
1. 輸入植物検疫の一層の重点化 (1) 病害虫の侵入防止に向けた重層的対応の強化 ・ 断固侵入を阻止すべき病害虫については、科学的な知見を踏まえて引き続き万全の対応を行うべき。 ・ 病害虫のまん延を未然に防止するため、病害虫の侵入警戒調査の充実を図るとともに、新たな病害虫の発生が見られた場合の国及び都道府県が講じるべき措置を取りまとめた行動計画を策定し、適切で速やかな対応に向けた体制整備が必要。 (2) 重点化の方向性 ・ 種苗類は、病害虫の侵入リスクが高いことから検査体制の強化が必要。	・ 輸入農産物に対する検査体制については、植物防疫官を適切に配置する等検査体制の整備を実施。 ・ 業務の増加に対応し、植物防疫官の増員を図った（H13 年度 783 名→ H17 年度 853 名）。また、業務量の増減や新空港の開設に対応し、支所・出張所の統廃合、開設を行った。 ・ 輸入検査を的確かつ迅速に実施するため植物防疫官が利用可能な同定指標の充実を図った（H15 年度 約 1,000 種→ H16 年度 約 1,200 種）。 （侵入警戒調査の充実） ・ 各都道府県及び植物防疫所における侵入警戒調査を拡大（H15 年度、6,591 地点→ H17 年度、11,673 地点）。 （行動計画の策定） ・ 重要病害虫が発生した場合の、国、植物防疫所、地方農政局、都道府県等関係機関の行動計画を定めた「重要病害虫発生時対応基本指針」を策定予定。 ・ 火傷病については「火傷病防疫指針」として、策定予定。 ・ 隔離検疫の対象とする種苗を今年度を目途に見直す予定。 ・ 平成 17 年度に、種苗類の隔離検疫やウイルス検定を行うために必要な施設を拡充するとともに、平成 18 年度予算においても要求中。

- ・ 病害虫の侵入リスクに応じた検査抽出率の弾力化等が必要。

- ・ 輸入された種苗類等の一部を栽培し、り病状況等を確認するモニタリング調査を実施するなど、輸出国に栽培地検査を要求している植物の検疫体制の強化。

- ・ 検疫有害動植物については、輸入植物の用途や輸送形態も考慮し、可能な限りリスクの定量的な評価を含めて、適時適切なPRA（病害虫危険度解析）を実施し、それぞれのリスクに応じた措置となるよう検証し、対応していくことが適当。

- ・ PRAを適切に実施するため、植物防疫所の調査研究部を強化。

- ・ 条件付輸入解禁植物であって、過去5年間検疫有害動物の発見がなかった2植物の輸入検査数量を平成17年から半分に引き下げた。

- ・ サウジアラビア産アンズ生果実からチチュウカイミバエが発見されたことから、同国から輸入される寄主植物については、検査数量を全量に引き上げた。

- ・ 本年度以降、栽培地検査の対象としている病害虫の有効かつ簡便な検出方法を確認するため、輸入検査後に該当する病害虫の付着の有無について確認するなどの検証を試行的に開始。

- ・ 平成17年4月1日、以下の改正を実施。

- ①輸入禁止対象としている病害虫3種について対象地域及び寄主植物を追加

- ②栽培地検査の対象として新たに害虫1種を追加するとともに、病害1種について対象地域を追加

- ③42種の有害動物及び4種の有害植物を非検疫有害動植物に追加

- ④2種の有害動物については、栽培用に供しない植物に付着している場合には検疫の対象から除外

- ・ 植物防疫所の調査研究部の機能強化を図るため、研究棟の増設を実施し、平成16年度から稼動。

- ・ 平成18年度予算において、植物防疫所で実施するPRAについて、外部専門家を参集した委員会で、PRAの妥当性の評価を実施すべく経費を要求中。

(3) その他充実強化を図るべき事項

- ・ 植物検疫措置に係る国際基準が定められた木材こん包材については、我が国への木材こん包材についても、諸外国の動向を見極めつつ、リスク評価の結果に基づいて適切な措置を講じる。

2. 食の安全・安心への配慮

- ・ 植物検疫における消毒措置については、臭化メチルの一層の放出削減に努めるとともに、温度処理等による消毒技術の開発や臭化メチル代替剤の開発等を一層推進。

3. 輸出入・港湾手続の24時間・365日化等貿易・物流分野のニーズへの対応

- ・ 植物検疫の24時間・365日化への要望については、必要な体制の整備に向けて努力。また、植物防疫所の業務内容の見直しを行い、情報システムの管理運用等周辺業務の外部委託を推進。

4. 生物多様性の保全等植物検疫以外の分野からの新たなニーズへの対応

- ・ 植物検疫分野以外からの新たなニーズに対しては、植物防疫官の専門性が活かされる分野について可能な限り積極的に対応。

- ・ 輸出国における木材こん包材の取扱いを定めた国際基準が採択。
- ・ 我が国も国際基準に沿った検疫措置を導入する方針で検討。

- ・ 平成18年度より、リスク管理型研究として、「植物検疫くん蒸に代わる消毒技術評価手法開発事業」を果樹研究所を中心に実施。

- ・ 24時間365日化を推進する7港において、執務時間を延長し、検査体制を整備。
- ・ 「規制改革・民営開放推進3カ年計画」及び「動植物検疫に係る業務・システムの見直し方針」を踏まえ、情報システムの管理運用等周辺業務の外部委託について今年度中に結論を得る。

- ・ 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（いわゆるカルタヘナ法）」第31条に基づく立入検査を行う者として植物防疫官を任命し、立入検査を実施。
- ・ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（いわゆる外来生物法）」により指定された外来生物のうち

5. その他

(1) 輸出検疫体制の強化

- ・ 農産物の輸出促進に向けた積極的な動きが見られることから、諸外国の検疫条件に係る情報の提供体制を強化するとともに、輸入国の検疫上の要求条件を満たすための技術開発等を推進。

(2) 広報の充実

- ・ 植物防疫所の業務を積極的に広く国民にPRすることが重要。

植物については、環境省の依頼により、発見次第、税関及び環境省に通報するなどの体制を整備。

- ・ 諸外国が要求している検疫条件の整備や検疫上の要求条件を満たすための技術開発を実施。
- ・ 植物防疫所ホームページにて、輸出相手国の検疫条件の情報を提供。

- ・ 従来のパンフレットに加え、より親しみやすい広報資料として漫画パンフレットやステッカー等を作成。
- ・ 成田国際空港等でのイベントを積極的に開催。
- ・ 平成17年3月、「植物防疫ってなあに？ー現状とその課題ー」と題してリスクコミュニケーションを実施。また同年5月、日本輸入食品安全推進協会が開催した勉強会において、リスクコミュニケーションと同様の意見交換会を実施。